

各省の生命倫理に関連する審議会について（主なもの）

1. 文部科学省

科学技術・学術審議会 生命倫理・安全部会

- ・文部科学省の所掌に係るライフサイエンスに関する生命倫理及び安全の確保に関する問題に対応するため、これらの分野の重要事項について審議を行うとともに、関連する法律、指針等に関する審議を行う。
- ・部会長は、自治医科大学の高久学長。
- ・当部会のもとに以下の委員会を設置している。

組換えDNA技術等専門委員会

- ・組換えDNA実験指針に係る研究計画の妥当性の確認、組換えDNA技術等に関する専門的事項に係る調査検討を行う。
- ・主査は、国立国際医療センターの吉倉研究所長

遺伝子治療臨床研究専門委員会

- ・遺伝子治療臨床研究指針に係る研究計画の妥当性の確認、遺伝子治療臨床研究に関する専門的事項に係る調査検討を行う。
- ・主査は、自治医科大学の高久学長。

2. 厚生労働省

厚生科学審議会

- ・疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項、公衆衛生に関する重要事項等を調査審議する。
- ・会長は、国立がんセンターの寺田総長。
- ・当審議会のもとに、生命倫理に関する議論を行う部会として、科学技術部会と疾病対策部会が設置されている。

厚生科学審議会 科学技術部会

- ・疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項を調査審議する。
- ・部会長は国立がんセンターの寺田総長。
- ・当部会のもとに、生命倫理に関する議論を行う委員会として、以下の委員会を設置している。

遺伝子治療臨床研究の在り方に関する委員会

遺伝子治療臨床研究の審査の在り方に関し、生命科学の進歩と遺伝子治療臨床研究の実態を踏まえ、主として現在の審査体制について論点整理を行い、その結果を科学技術部会に報告する。

疫学的手法を用いた研究等の適正な推進の在り方に関する専門委員会

疫学的手法を用いて行われる医学研究等に関して、個人情報保護を含め、その適正な推進を図るために、研究者及び研究機関が遵守すべき事項について調査及び論点整理を行い、その結果を科学技術部会に報告する。

ヒト幹細胞を用いた臨床研究の在り方に関する専門委員会

ヒト幹細胞を用いた臨床研究が適正に実施されるために、研究者及び研究機関が遵守すべき事項について調査及び論点整理を行い、その結果を科学技術部会に報告する。

厚生科学審議会 疾病対策部会

- ・ 特定の疾患（難病、アレルギー等）の疾病対策及び臓器移植対策に関する重要事項を調査審議する。
- ・ 部会長は、東海大学黒川医学部長。
- ・ 当部会のもとに臓器移植委員会を設置している。

臓器移植委員会

- ・ 臓器移植に関する専門的事項を調査審議する。
- ・ 委員長は、東海大学黒川医学部長。

3 . 経済産業省

産業構造審議会化学・バイオ部会の下に個人遺伝情報保護小委員会を設置する予定としている。